

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年4月7日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000346号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100001号

## 第1 結論

平成元年9月、同年11月及び同年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月から同年9月まで  
② 平成元年9月  
③ 平成元年11月及び同年12月

私は、会社を退職した後の昭和60年1月頃に、A市役所又は社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料については、私が定期的にA市役所、社会保険事務所又は金融機関の窓口で納付書により納付していた。請求期間②及び③の国民年金保険料については、毎月又は2、3か月ごとにA市役所B支所の窓口で納付書により納付していた。

請求期間①から③までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者は、当該期間の国民年金保険料を、毎月又は2、3か月ごとにA市役所B支所の窓口で納付書により納付していたと主張しているところ、請求期間②及び③当時居住していたA市の国民年金収納簿によると、請求期間②の前後の期間及び請求期間③の直前の期間の保険料を現年度納付により納付していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、i) 請求者は、請求期間①から③までの期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることが確認できること、ii) 請求期間②及び③当時、請求者と同居していた両親は、当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、請求者の国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった請求者が、それぞれ1か月及び2か月

といずれも短期間である請求期間②及び③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者は、会社を退職した後の昭和 60 年 1 月頃に、A 市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、自身が定期的に A 市役所、社会保険事務所又は金融機関の窓口で納付書により納付していたと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の主張のとおり昭和 60 年 1 月頃と推認できるものの、当該期間の保険料については、具体的な納付金額、納付頻度及び納付場所等についての記憶が明確でないことから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、i) 請求者から提出された年金手帳(写)によると、国民年金の記録欄において、請求者は、当初、昭和 60 年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失後、再度同資格を取得したのは昭和 62 年 3 月 31 日となっていること、ii) 請求期間①当時、請求者が居住していた A 市の昭和 60 年度に係る国民年金収納簿によると、請求者は昭和 60 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得後、同年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、請求期間①に係る収入年月日欄は空欄となっていること、iii) オンライン記録によると、請求期間①後の昭和 62 年 12 月 11 日に、請求者の厚生年金保険被保険者の記録(被保険者資格取得日:昭和 62 年 1 月 1 日、同資格喪失日:昭和 62 年 3 月 31 日)に係る事務処理が行われたことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格喪失日の記録を、昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 62 年 1 月 1 日に訂正する事務処理が行われていることが確認できることから、請求者は、昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、昭和 62 年 3 月 31 日付けの同資格の再取得に係る事務処理が行われた日(昭和 62 年 12 月 11 日)頃まで、国民年金に未加入であったと推認される上、当該訂正事務処理が行われた時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000337号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100002号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における別表の第1欄の5及び6に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第2欄の5及び6に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額から第4欄に掲げる額とする。  
別表の第2欄の5及び6に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求期間のうち、請求者のA社における別表の第1欄の1から10までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第2欄の1から10までに掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額(同表の第2欄の5及び6に掲げる期間については、同表の第4欄に掲げる額)から第5欄に掲げる額とする。  
別表の第2欄の1から10までに掲げる期間の訂正後の標準報酬月額(同表の第2欄の1から4までに掲げる期間及び7から10までに掲げる期間については、同表の第3欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。同表の第2欄の5及び6に掲げる期間については、上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年6月1日から平成9年10月1日まで  
請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている給与総支給額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されている。  
調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、別表の第1欄の5及び6に掲げる期間について、A社に係るオンライン記

録によると、当初、請求者の平成5年1月から同年9月までの標準報酬月額が20万円、同年10月から平成6年5月までの標準報酬月額は22万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、平成5年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同年1月1日に遡って8万円に引き下げられ、平成6年6月1日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、上記訂正処理日前後において、請求者の報酬月額に大きな変動は見られない。

また、A社の複数の同僚のオンライン記録においても、平成6年4月26日付けで、請求者と同様に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、平成6年度滞納処分票によると、A社は、上記の訂正処理日（平成6年4月26日）に近接した平成6年6月から平成7年2月までの期間において、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる上、複数の同僚は、同社は資金繰りに苦勞していたと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、請求者について平成5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該訂正処理の結果として記録されている別表の第2欄の5及び6に掲げる期間の標準報酬月額は、それぞれ、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、別表の第1欄の1から10までに掲げる期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において支給された報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額（平成5年1月から平成6年5月までの期間に係る標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、別表の第1欄の1から10までに掲げる期間については、請求者の給与明細書により確認できる、請求者の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成5年1月から平成6年5月までの期間に係る標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額）を超えていないことが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

以上のことから、別表の第2欄の1から4までに掲げる期間及び7から10までに掲げる期間に係る標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準報酬月額から、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準報酬月額に訂正し、同表の第2欄の5及び6に掲げる期間に係る

標準報酬月額については、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準報酬月額から、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、別表の第2欄の1から10までに掲げる期間の標準報酬月額（同表の第2欄の1から4までに掲げる期間及び7から10までに掲げる期間については、同表の第3欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。同表の第2欄の5及び6に掲げる期間については、上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間、平成3年1月1日から同年10月1日までの期間、平成8年5月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成9年9月1日までの期間について、請求者の当該期間に係る給与明細書により確認できる、請求者の厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、請求期間のうち、昭和61年6月1日から平成元年12月1日までの期間、平成2年12月1日から平成3年1月1日までの期間、平成8年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成9年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成27年1月20日に解散していることが確認でき、事業主の連絡先も不明であることから、これら期間において、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて、確認することができない。

なお、別表の第1欄の5及び6に掲げる期間以外の標準報酬月額については、遡及して減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間のうち、昭和61年6月1日から平成2年10月1日までの期間、同年12月1日から平成3年10月1日までの期間、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成9年10月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

No.	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	訂正期間	訂正期間に係る月	訂正前の標準報酬月額 (オンライン記録)	訂正後の標準報酬月額 (75条ただし書)	訂正後の標準報酬月額 (75条本文)
1	平成2年10月1日から 同年12月1日まで	平成2年10月及び 同年11月	12万6千円	—	28万円
2	平成3年10月1日から 平成4年8月1日まで	平成3年10月から 平成4年7月まで	14万2千円	—	30万円
3	平成4年8月1日から 同年10月1日まで	平成4年8月及び 同年9月	20万円	—	30万円
4	平成4年10月1日から 平成5年1月1日まで	平成4年10月から 同年12月まで	20万円	—	32万円
5	平成5年1月1日から 同年10月1日まで	平成5年1月から 同年9月まで	8万円	20万円	32万円
6	平成5年10月1日から 平成6年6月1日まで	平成5年10月から 平成6年5月まで	8万円	22万円	34万円
7	平成6年6月1日から 同年10月1日まで	平成6年6月から 同年9月まで	11万円	—	34万円
8	平成6年10月1日から 平成7年10月1日まで	平成6年10月から 平成7年9月まで	11万円	—	36万円
9	平成7年10月1日から 平成8年4月1日まで	平成7年10月から 平成8年3月まで	11万円	—	38万円
10	平成8年10月1日から 同年11月1日まで	平成8年10月	11万円	—	38万円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000338号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100001号

## 第1 結論

請求者のA社における平成10年4月1日から平成12年1月19日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月から同年7月までの標準報酬月額については、9万2,000円から30万円、同年8月から平成11年12月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円とする。

平成10年4月から平成11年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から平成12年1月19日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低く記録されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年7月までは30万円、同年8月から平成11年12月までは59万円と記録されていたことが確認できる。A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年2月29日より後の同年3月16日付けで、当初の随時改定(平成10年8月1日)及び定時決定(平成11年10月1日)の記録が取り消され、平成10年4月1日に遡って平成11年12月までの期間の標準報酬月額を9万2,000円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。同社の請求期間当時の代表取締役及び取締役3名についても、請求者と同様に平成12年3月16日付けで遡って標準報酬月額を減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、請求期間当時の役員及び複数の従業員は、請求期間当時のA社について、経営状況は悪化しており社会保険料の滞納があった旨陳述及び回答している。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、上記減額訂正処理が行われた平成12年3月16日より前の同年2月



12日付けで取締役を辞任していることが確認できる上、請求期間当時、同社の役員であった者及び複数の同僚は、請求者は社会保険に係る事務に関与していなかった旨回答していることから、請求者は、当該減額訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年3月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、請求者について平成10年4月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該訂正処理の結果として記録されている請求期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成10年4月から同年7月までは30万円、同年8月から平成11年12月までは59万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000343号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100003号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額を34万1,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月10日

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る明細書(写)並びにA社から提出された「平成26年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿」(写)及び賃金台帳(写)により、請求者は、当該期間に、同社から34万1,100円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額34万1,000円に基づく厚生年金保険料2万9,189円を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年7月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000372号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100004号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月10日

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る明細書(写)並びにA社から提出された「平成26年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿」(写)及び賞与明細一覧表(H26夏)(写)により、請求者は、当該期間に、同社から35万100円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額35万円に基づく厚生年金保険料2万9,960円を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年7月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000329号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100005号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月から同年9月頃まで  
② 平成18年5月から平成19年5月まで  
③ 平成19年8月14日から平成21年5月1日まで

請求期間①については、平成16年4月にA社へ正社員として入社(勤務地はE県F市G地区にあったH百貨店内の店舗「I」)し、販売員として同年9月頃まで勤務した。

請求期間②については、平成18年5月にC社へ正社員として入社し、他の会社へのコンサルタントの営業を担当し、平成19年5月まで勤務した。

請求期間③については、平成19年7月から派遣社員としてD社に勤務し、同年8月14日から同社に直接雇用され、J店のショールーム受付を担当し、平成21年4月30日まで勤務した。

しかし、請求期間①、②及び③が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、B社から提出された請求者のA社に係る人事記録から、請求者は、請求期間①のうち、平成16年4月13日から同年7月31日までアルバイトとして同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) 上記人事記録によると、健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険は未加入と記録されていること、ii) B社は、上記人事記録の内容からすると、請求者

の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる旨陳述していること、iii) 請求期間①当時の厚生年金保険の加入について、同社は、正社員は全て入社時に加入させるが、アルバイト等の正社員以外は勤務状況及び契約内容に応じて加入させており、フルタイム勤務者でも加入しない人がいた旨回答及び陳述していることから、A社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A社において、請求期間①前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に照会を行ったものの、請求者のことを記憶している者はおらず、請求者の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、企業年金連合会は、A社が加入していたK厚生年金基金から移管された記録に請求者の加入記録はないと回答している上、L健康保険組合も、請求者の加入記録はないと回答している。

加えて、雇用保険の加入記録において、請求者のA社における記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、C社に勤務していた元従業員の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険に適用事業所として加入したのは、平成20年6月25日であり、請求期間②において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、元事業主に照会したものの、請求者の勤務実態等について不明と回答しており、請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した7名は、同日より前の時期において、国民年金に加入していることが確認できるところ、当該7名のうち複数の元従業員は、会社が厚生年金保険に加入する前の期間は国民年金に加入しており、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと回答及び陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録において、請求者のC社における記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、D社に勤務していた元従業員の陳述から、請求者が当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も所在等が不明であるため、照会することができない上、同社の商業登記簿謄本において確認できる元取締役3名に照会したが、回答を得られなかったことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社において、請求期間③に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に照会したところ、複数の者から回答を得た。そのうち、請求者のことを知っているとした元従業員が請求者と同様に派遣社員から直接雇用となり、同じ雇用形態で勤務していたとする同僚及び請求者と同じ業務内容であったとする複数の同僚について名前を挙げているが、オンライン記録によると、これらの同僚はいずれもD社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録において、請求者のD社における記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。